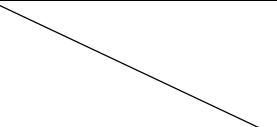


償却資産に関するよくあるご質問

問1：固定資産税の土地や家屋と違い、なぜ償却資産は申告をしなければならないのですか。				
⇒答：償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、所有者には毎年1月1日現在に所有する償却資産を申告する義務が定められています（地方税法第 383 条）。				
問2：「事業の用に供する」とは、どのようなことですか。				
⇒答：「事業の用に供する」とは、その事業のために使用することをいいます。また、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。				
問3：駒ヶ根市以外にも資産を持っていますが、まとめて申告すればいいですか。				
⇒答：毎年1月1日現在に償却資産が所在する市町村で課税が発生しますので、資産が所在する市町村ごとに申告が必要です。				
問4：税務署に確定申告をしています、それとは別に市へも申告が必要ですか。				
⇒答：税務署への申告は所得税など国税に関するものです。固定資産税の償却資産は市町村税ですので、別途市への申告が必要です。				
問5：①税務署に申告する減価償却資産と、②固定資産税の償却資産はどう違うのですか。				
⇒答：①税務署に申告する「減価償却資産」は、その減価償却費が所得の計算上、必要経費となります。②固定資産税の「償却資産」は、土地・家屋以外の事業用資産で、固定資産の課税の対象となります。税務署に申告する「減価償却資産」と固定資産税の「償却資産」は、大まかに言うと同じものですが、「償却資産」は「減価償却産」のうち、建物・車両（自動車税・軽自動車税のかかるもの）・無形減価償却資産・少額減価償却資産・一括償却資産・繰延資産を除いたもの（構築物、建物付属設備、機械、船舶、航空機工具・器具・備品など）となります。				
問6：農業用ハウスは、基礎の有無等で課税が異なりますか。				
⇒答：農業用ハウスについては、固定資産税の課税対象となりますが、建て方や材質の種類等によって「償却資産(※)」とするか「家屋」とするかを判断します。				
「償却資産」として課税		「家屋」として課税		
「屋根や周壁がビニルフィルムの場合（事業用）」 		屋根および周壁がガラスやアクリル樹脂等の恒久的な資材である場合 		
※「償却資産」として課税する農業用ハウスの中でも、種類や素材等により耐用年数が異なります。		骨格部分の素材		
		金属造	木造	その他
資産の種類	構築物（基礎がしっかりしたもの）	14 年	5 年	8 年
	機械及び装置（ボイラー等と一式で計上した場合）	7 年		
	器具及び備品（上記以外の簡易なもの）	10年	5 年	
問7：定置場所が駒ヶ根市である農耕作業用の車両は申告の対象になりますか。				
⇒答：農耕作業用の大型特殊自動車が償却資産の申告対象となります（下記の表のとおり）。				
	農耕作業用自動車（乗用装置があるもの）			
	（例）農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、農耕作業用トレーラ等、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車			

要件	最高速度が時速 35km 以上のもの	最高速度が時速 35km 未満のもの
区分	大型特殊自動車	小型特殊自動車
税・手続き	固定資産税（償却資産）	軽自動車税
	運輸支局への登録の有無に関わらず固定資産税（償却資産）の対象となるため、駒ヶ根市へ申告の必要があります。	公道での走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となるため、駒ヶ根市に申告して標識の交付を受ける必要があります。
備考	ナンバー登録をしている場合は（分類番号）9、90～99、900～999	・緑色のナンバープレート ・（例）駒ヶ根市あ 1 2 3 4
問8：固定資産税の申告の対象とならない資産にはどのようなものがありますか。		
⇒答：以下のようなものは申告の対象となりません。 ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの ② ソフトウェア、水利権等の無形減価償却資産 ③ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、税務署への確定申告で一時に損金算入しているもの ④ 取得価額が20万円未満の資産のうち、確定申告で3年間で一括償却しているもの ⑤ 興行用や観賞用ではない生物や果樹など		
問9：耐用年数を経過し、減価償却の終わった資産も申告が必要ですか。		
⇒答：国税（法人税、所得税）の場合は1円まで償却できますが、固定資産税（償却資産）は取得価額の5％が評価額(※)の最低限度額として残ります。そのため、事業用として所有している限り、償却資産として申告が必要です。（問13も参照ください） ※ 評価額は資産の取得年、取得価格、耐用年数により毎年算出します。		
問10：耐用年数がわからない場合はどうすればいいですか。		
⇒答：「法定耐用年数」が財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）で定められていますので、法令検索サイト https://elaws.e-gov.go.jp などでご確認ください。		
問11：共有の資産はどのように申告したらよいですか。		
⇒答：償却資産を共有している場合は、共有者全員の連名で申告してください。		
問12：レンタルやリースしている資産は誰が申告するのですか。		
⇒答：レンタルやリースしている資産については、原則貸主（リース会社等）が申告します。詳細は、市へお問い合わせください。		
問13：固定資産税（償却資産）がかからない場合があるようですが、どのような場合ですか。		
⇒答：市内において所有する償却資産の「課税標準額(※)」の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、その場合でも償却資産の申告は必要です。 ※ 課税標準額は評価額や特例率等により算出します。		

<問い合わせ先>

駒ヶ根市役所 税務課 資産税係

〒399-4117 駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号

TEL 0265-83-2111（内線 277・278）